

平成30年度

国立市住宅用スマートエネルギー関連 システム設置費補助金交付申請の手引き

自らが居住する市内の住宅に、下記の機器を新たに設置した市民の方に、予算の範囲内で補助金を交付します。

- ◇ 太陽光発電システム
- ◇ 燃料電池コージェネレーションシステム
- ◇ 蓄電池システム
- ◇ 太陽熱利用システム

さらに、対象機器とHEMS機器（住宅におけるエネルギー管理システム）を併せて設置完了した場合、追加で補助金を交付します。（太陽光発電システムを除く）

《手引き 目次》

1. 申請条件・対象者
2. 補助対象機器と補助金額
3. 申請の手続き・流れ
4. 受付・補助対象の期間と申請方法
5. 申請に必要な書類・提出書類
6. 補助金の請求と交付
7. その他、注意事項

（お問い合わせ、申請書の提出先）

国立市役所 生活環境部 環境政策課 環境政策係

（市役所1階 16番窓口）

国立市富士見台2-47-1

連絡先 042-576-2111 内線135、136

はじめに

国立市では、地球温暖化対策の一環として、市内の住宅にスマートエネルギー関連システムの普及を推進し、環境負荷の低減に寄与するため、費用の一部を助成します。

平成30年度は、補助対象機器及び補助額に変更点はありません。

補助対象機器一覧

補助対象機器名	補助金額	HEMS 設置
太陽光発電システム	5万円	必須
燃料電池コージェネレーションシステム (エネファーム)	4万円	平成30年度に設置する場合は 補助額を1万円増額
蓄電池システム		
太陽熱利用システム		対象外

1. 申請条件・対象者

市内の住宅に平成30年4月1日から平成31年3月29日までに補助対象システムを設置完了した個人が対象になります。

- 住宅とは、申請者自身が居住するための住宅です。なお、店舗等と併用する住宅の場合、居住面積が延べ床面積の半分を超える場合に対象となります。
- 設置完了とは、太陽光発電システムについては、電力受給契約の受給開始日です。その他の機器については、領収書の日付です。

補助対象機器が設置された新築住宅の購入又は住宅の購入に併せて補助対象機器を設置した場合等は、建物の登記を完了した日を設置完了とします（登記完了日後に電力需給契約した場合は、電力需給契約の締結日とします）。

◆申請する方は、以下の全ての要件を満たす必要があります。

(1) 国立市の住民基本台帳に記録されている方。

(2) 次のいずれかの場合。

- 市内の住宅に補助対象機器を設置した方。
- 市内に補助対象機器が設置された新築住宅を購入した方。
- 市内において既存（中古）住宅の購入に併せて補助対象機器を設置した方。

ただし、住宅の所有権を有しない場合又はほかにその住宅の所有権を有する者がいる場合は、当該住宅の所有権を有する全ての者からの同意を得て下さい。（別紙① 同意確認書を使用して下さい）

(3) 納期の到来している市税（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税）を完納していること。

(4) 市からの電力等データの提供依頼、アンケート調査等に協力していただくこと。

(5) その他

- HEMS 機器のみの設置は、補助の対象となりません。燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）及び蓄電池システムと申請時まで併せて設置した場合に限り、上乘せで補助を行います。ただし、申請年度より以前に設置した HEMS 機器は太陽光発電システムの要件にはなりますが、上乘せ補助の対象にはなりません。
- 事業用建物は対象になりません（店舗、事務所等）。
- 店舗等との併用住宅に補助対象機器を設置した場合は、居住の用に供する部分で使用して下さい（店舗等事業用での使用は対象になりません）。
- 工事契約者、売買契約者本人（機器の所有者）が申請者となります。
- リースの場合は、機器の所有者が事業者となるため、申請できません。

2. 補助対象機器と補助金額

- 同一の住宅につき以下に掲げる機器の設置のうち、HEMS 機器を除き、いずれか 2 件まで申請することができます。ただし、同種の機器を複数申請することはできません。また、同制度を既に利用した方は、申請済み以外の機器を新規に 1 つまで申請可能です。
- HEMS 機器は単独での申請は出来ません。また、太陽光発電システムの申請には HEMS 機器の設置が必須です。
- 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象機器 1 件につき 4 万円、HEMS を設置した場合は 1 万円を追加し、5 万円とします。
- 補助対象機器は未使用品とします。

◆該当する補助対象機器は以下の全ての要件を満たす必要があります。

(1) 太陽光発電システム 補助額 5万円

- 一般財団法人電気安全環境研究所（J E T）による太陽電池モジュールの認証を受けた機器又はそれに準じた性能を有する機器である。
- 低圧配電線と連系し、太陽光発電による電気が住宅において消費され、余剰の電気が逆流されている（電力受給契約がされている）。
- 設置した太陽電池のシステム容量（太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値）が 2 k W 以上である。
- システムから供給される電力が、住宅の居住の用に供する部分で使用されている。
- **HEMS を設置している。**

(2) 燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム） 補助額 4万円

- 燃料電池ユニットおよび貯湯ユニットから構成される、電気と熱の供給を主目的としたシステムで、一般社団法人燃料電池普及促進協会（F C A）から交付される、燃料電池システム導入支援のための国の補助金制度の対象となる機器である。
- システムから供給される電力が、住宅の居住の用に供する部分で使用されている。

(3) 蓄電池システム 補助額 4万円

- 一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）が定める対象基準を満たし、リチウムイオン蓄電池部に加え、インバータ等の電力変換装置を備えたシステムで、過去に実施された定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業、住宅用省エネリノベーション促進事業において補助対象機器として登録されている。
- システムから供給される電力が、住宅の居住の用に供する部分で使用されている。

(4) 太陽熱利用システム 補助額 4万円

- ・太陽熱を集熱器に集めて給湯や空調に利用する空気集熱式又は液体集熱式システムで、液体集熱式システムに関しては強制循環式のものである。
- ・一般社団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL 部品）認定を受けたもの又はそれに準じた性能を有すると市長が認める機器である。
- ・システムから供給される熱が、住宅の居住の用に供する部分で使用されている。

(5) HEMS（家庭のエネルギー管理システム） 補助額 1万円

- ・一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）が定める対象基準を満たし、HEMS 機器導入支援事業において補助対象機器として登録されている又は一般社団法人エコネットコンソーシアムが認証している機器である。

※単独設置での補助はありません。機器（2）又は（3）と併せて設置した場合に限り、補助金の交付対象となります。ただし、ダブルカウントは出来ません。

※機器（1）と併設した場合は、機器（2）及び（3）を同時に設置しても上乗せ補助はありません。

3. 申請の手続き・流れ

- ①（申請者）機器の設置完了… 補助対象機器を設置する。
（HEMS 機器は申請時まで設置）
- ②（申請者）申請書の提出 … 申請書、必要書類等を作成し市の窓口
に提出する。（申請時の提出書類P7参照）
- ③（国立市）申請書の受付 … 窓口で書類確認後、提出順に受け付けます。
（受付についてP6参照）
- ④（国立市）書類審査 … 申請書、必要書類を審査します。書類の不備
等で審査中止、再申請の場合は②へ。
- ⑤（国立市）交付決定 … 市より交付（不交付）決定を通知します。
- ⑥（申請者）補助金請求 … 補助金交付請求書を提出する。申請書の提出時に仮提出
することができます。（補助金の請求と交付P13参照）
- ⑦（国立市）補助金交付 … 補助金を指定口座に振り込みます。

4. 受付・補助対象の期間と申請方法

- (1) 受付期間は、平成30年5月7日から平成31年3月29日まで。
ただし、予算額に達した時点で、受付を終了します。
- (2) 補助対象の期間は、平成30年4月1日から平成31年3月29日までに設置完了した設備で、3月29日までに必要書類を整えて提出して下さい。
- (3) 受付時間は、平日の午前9時から正午、午後1時から5時まで、環境政策課16番窓口で受け付けます。(受付時に書類の確認をしますので、時間に余裕を持ってお越し下さい。)
- (4) 申請方法と受付について(先着順)
- ・システム設置費補助金交付申請書(第1号様式)に必要な書類を添付して、窓口で直接提出して下さい。申請書類は提出順に受け付けます。郵送での申請は受け付けていません。
 - ・申請書は受付順に書類を審査します。審査中に書類の不足・不備があった場合は審査を中止し、書類が整った時点で再受付とし審査を開始しますので、申請時には十分な書類の確認をお願いします。
 - ・審査で不要となった書類については、原則市役所で破棄します。
 - ・平成30年度の予算額は300万円です。交付決定額の総額が予算額に達した時点で、申請の受付を終了します。
 - ・既に受付済の申請書のうち予算額を超える部分については、申請者に返却します。申請書の受付をもって補助金の交付が確約されるものではありません。申請時には、事前に予算の執行状況を市に確認いただくことをお勧めします。
- (5) 交付決定について
書類審査、必要に応じて現地調査を行い、予算の範囲内で補助金の交付を決定します。
- (6) 手続きの代行について
申請者は、補助金の交付に係る事務等の手続きを第三者に代行させることができます。機器等の設置業者等に申請等の手続きを代行させる方は、申請書類のほかに「手続き代行者選任届(第2号様式)」を提出して下さい。

5. 申請に必要な書類・提出書類

- (1) 提出書類のチェックリスト（本書類）は、申請書類を受け付ける際に添付書類等を確認しますので、必ず記入して窓口にお持ち下さい。
- (2) システム設置費補助金交付申請書（第1号様式）に以下の書類を添付して提出していただきます。詳細はP8の提出書類のチェックリストで確認して下さい。
- ① 申請者に関する書類
 - ② 建物に関する書類
 - ③ システムの仕様・設置工事完了を確認する書類
- (3) 手続代行者選任届（第2号様式）は、申請手続きを業者等に代行して行う場合に提出して下さい。申請者本人が行う場合は必要ありません。
- (4) システム設置費補助金交付請求書（第4号様式）は、交付決定された後に提出する補助金の請求書ですが、申請時に仮提出することができます。

※申請者へのお願い

提出書類のチェックリストがP8からP11にありますので、申請書作成時、提出時に必ず確認して下さい。

なお、申請時には、確認済みのチェックリストを申請書類と併せて提出して下さい。

第1号様式、第2号様式、第4号様式、別紙①、別紙②についてはP13以降に記載例があるので、書類作成の参考にして下さい。

◆提出書類のチェックリスト

チェックリストは口に✓（チェック）をして
申請書類と一緒に提出して下さい。

(1) □ システム設置費補助金交付申請書（第1号様式）※捨印押印

- 設置完了年月日は、平成30年4月1日以降ですか。
- 設置完了年月日は、手引きの2ページ下部の「・設置完了とは、～」をご覧ください。

《添付書類の詳細》

① 申請者に関する書類

- 住民票（個人番号（マイナンバー）の記載が無く、発行後3カ月以内の原本）
 - コンビニ等で発行したもので可能です。
- 納税証明書又は非課税証明書（発行後3カ月以内の原本で、市税（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税）に関するもの）
 - 課税証明書や国税等とお間違えの無いようにお願いします。
 - 平成30年1月1日以降に市内へ転入して住所を変更した場合は、証明書を発行することができませんので不要です。
- 本人であることを確認できる書類の提示（運転免許証、健康保険証等）。ただし、代行申請の場合は写しを提出。
 - 本人確認書類は、有効期限内で申請者本人の氏名・住所の内容がはっきり確認できるものにして下さい。

② 建物に関する書類

- 住宅の周辺地図（インターネット上の地図等でも可）
- 建物の登記事項証明書（補助対象機器を設置した住宅のもので、法務局にて発行後3カ月以内の原本）
- 建物の平面図等（店舗等との併用住宅の場合のみ、使用割合が分かる図面等書類を提出）
- 別紙①システム設置同意確認書（建物の所有者が申請者以外の場合又は共有者がいる場合に提出）※捨印押印
 - 建物の所有者、共有者が複数名いる場合は、全員分の同意確認書が必要となります。
- 建物の外観、全景写真
 - 正面玄関側の1階部分から建物外観全体を写して下さい。

③ システムの仕様・工事完了を確認する書類（太陽光発電、燃料電池、蓄電池システム、太陽熱利用システムの申請分について記入する）

□ 別紙②補助対象システム概要書 ※捺印押印

➤ 設置した機器の仕様について記載して下さい

◆以下は申請する補助対象機器の項目のみをチェックして下さい

□ 太陽光発電システム

□ 製品に貼られたJETPVm認証マークの写真（近接撮影したものと設置したシステムのどこに貼られているか分かるもの）

➤ 撮影できない場合はご相談下さい。

□ JETPVm認証書又は認証製品リストに当該製品の認証取得者名、認証書番号及び型名が分かるホームページ上の画面の写し

□ 小売電気事業者と系統連系契約をしたことがわかる書類の写し

➤ 受給証明書または、購入電力量のお知らせ等。（電力受給契約の受給開始日（買取起算日）が分かるホームページ上の画面を印刷したものでかまいません。）

□ システムの保証書（写し）

□ システム設置に係る(1)領収書と(2)内訳書（写し）

➤ 宛名（申請者名）、発行者名（捺印）、購入日、メーカー名、システムパッケージ型番、支払金額、設置・施工完了日の内容がはっきり分かるものを提出して下さい。

□ 太陽光パネル設置状態の写真

➤ 設置完了日以降の写真を提出して下さい。

□ 燃料電池コージェネレーションシステム

□ FCAの補助事業完了報告書の写し
（又は、補助金交付決定通知書の写し）

□ システムの保証書（写し）

□ システム設置に係る(1)領収書と(2)内訳書（写し）

➤ 宛名（申請者名）、発行者名（捺印）、購入日、メーカー名、システムパッケージ型番、支払金額、設置・施工完了日の内容がはっきり分かるものを提出して下さい。

□ 機器の設置状態の写真

➤ 機器の全景及び型番等が分かる写真を提出して下さい。

➤ 設置完了日以降の写真を提出して下さい。

□ 形状、規格が記載されたパンフレット等（写し）

□ 蓄電池システム

- S I I の登録が確認できる書類
 - 申請機器が登録されていることがS I I のホームページ上で分かる画面を印刷したもので構いません。
- システムの保証書（写し）
- システム設置に係る(1)領収書と(2)内訳書（写し）
 - 宛名（申請者名）、発行者名（捺印）、購入日、メーカー名、システムパッケージ型番、支払金額、設置・施工完了日の内容がはっきり分かるものを提出して下さい。
- 機器の設置状態の写真
 - 機器の全景及び型番等が分かる写真を提出して下さい。
 - 設置完了日以降の写真を提出して下さい。
- 形状、規格が記載されたパンフレット等（写し）

□ 太陽熱利用システム

- B L 部品としての認定が確認できる書類
 - 一般社団法人ベターリビングのホームページから取得できる認定機器一覧から抜粋したもので構いません。
- システムの保証書（写し）
- システム設置に係る(1)領収書と(2)内訳書（写し）
 - 宛名（申請者名）、発行者名（捺印）、購入日、メーカー名、システムパッケージ型番、支払金額、設置・施工完了日の内容がはっきり分かるものを提出して下さい。
- 機器の設置状態の写真
 - 機器の全景及び型番等が分かる写真を提出して下さい。
 - 設置完了日以降の写真を提出して下さい。
- 形状、規格が記載されたパンフレット等（写し）

□ HEMS 機器

- S I I の登録又は一般社団法人エコネットコンソーシアムの認証が確認できる書類
 - 申請機器が登録されていることが上記認証機関のホームページ上で分かる画面を印刷したもので構いません。
- 機器の保証書（写し）
 - 製造業者、型番、出荷番号等が確認できるものを提出して下さい。
- HEMS 機器購入証明書または領収書の写し
 - 販売・設置・施工事業者名、購入者名、購入日、HEMS 機器の型番が確認できるものを提出して下さい。
- 機器の設置状態の写真
 - 機器の外観と使用時（機器稼働時のモニターを写したもの）の写真を提出して下さい。
 - 何も映っていない状態の黒いモニター画面の写真は不可です。

(2) □ 手続代行者選任届（第2号様式）※捨印押印

- 申請手続きを業者等に代行させる場合に提出して下さい。
- 手続き代行者の担当者は、実務を行う担当者にして下さい。

(3) □ システム設置費補助金交付請求書（第4号様式）

（申請時に、交付決定に先立ち仮提出することができますが、その場合、日付は記入しないで下さい）

□ 振込先口座が確認できるもの（預金通帳等）の写し

（通帳等の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人が記載されている頁の写しを提出して下さい）

6. 補助金の請求と交付

交付決定した方は、交付決定の翌日から30日以内にシステム設置補助金交付請求書（第4号様式）を提出していただきます。交付請求後、振込み手続きを開始し、請求日から30日以内に指定口座に補助金を振り込みます。

なお、申請時に交付請求書をお預かりすることができます（日付は記入しないで下さい）。この場合、交付決定と同時に振込み手続きを開始します。なお、不交付決定の場合は返却します。

7. その他、注意事項

・補助金の返還

以下のいずれかに該当するときは、市は補助金の交付の決定を取り消しとします。交付決定の取り消し、補助金の返還の命令を受けたときは、期限内に補助金を市長に返還しなければなりません。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他要綱の規定に違反したとき。

・機器の適正使用

補助金の交付を受けた者は、善良な管理者の注意をもってこれを管理し、その住宅における使用に充てるよう努めなければなりません。

・報告、協力の要請

以下の内容について、市が協力を求めたときは、報告など協力をしていただきます。

- (1) 必要に応じて電力、ガス及び水道等の使用量データ等の提供。
- (2) 省エネルギー又は省資源等に関するアンケート調査等。
- (3) その他市長が必要と認める事項。

記載例

窓口に提出した日を
記載して下さい

第1号様式

平成〇〇年6月 1日

国立市長 殿

(申請者)

住所 国立市富士見台2-47-1

氏名 国立太郎 (印)

電話番号 042-576-2111

システム設置費補助金交付申請書

申請者本人の印鑑を
押印して下さい。

国立市住宅用スマートエネルギー関連システム設置費補助金の交付を受けた
いので、国立市住宅用スマートエネルギー関連システム設置費補助金交付要綱
第5条の規定により、下記のとおり必要書類を添えて申請します。

1. 設置場所 国立市 富士見台2-47-1
2. 設置区分 既存住宅 新築住宅
3. 住宅の所有者 自己所有 共有名義 自己所有以外
4. 補助対象機器 太陽光発電システム
 燃料電池コージェネレーションシステム
 蓄電池システム
 太陽熱利用システム
5. HEMS機器 補助対象機器と同一年度内に設置 未設置
6. 設置完了年月日 平成〇〇年 5月 1日 設置
7. 補助金申請額 90,000円
8. 申請種別 本人申請 代行申請

システムを設置した
建物の住所を記載し
て下さい。

補助対象機器の設置完了
とは、手引きP2下部
「・設置完了とは、～」
を参照して下さい。

本人申請の場合は、手続き代行者選任届（第2号様式）の提出の必要はありません。
代行申請の場合は別途作成し、提出して下さい。

なお、この申請に係る審査に当たり、私の市税の納付状況について、必要に応じ
て公簿等により確認することに同意します。

氏名 国立太郎 (印)

申請者本人の印鑑を
押印して下さい。

記載例

第2号様式

平成〇〇年6月 1日

国立市長 殿

(申請者)

住所 国立市富士見台 2-47-1

氏名 国立 太郎 (印)

電話番号 042-576-2111

申請者本人の印鑑を押印して下さい。

手続代行者選任届

私は、下記の者を国立市住宅用スマートエネルギー関連システム設置費補助金の申請に係る手続の代行者として選任したので、国立市住宅用スマートエネルギー関連システム設置費補助金交付要綱第6条の規定により届け出ます。

記

(手続代行者)

住所又は所在地 国立市中 1-15-1

氏名又は名称 株式会社 公民館設備

連絡先 042-572-5141

所属及び担当者 事業部 公民 二郎

手続代行者は、会社名、住所、連絡先、担当者などを記載して頂きますが、実務を行う担当者の連絡先（携帯電話等）を記載して下さい。

記載例

記入しないで窓口にお越し下さい。

第4号様式

年 月 日

国立市長 殿

住 所 国立市富士見台 2-47-1

氏 名 国立 太郎 (印)

電話番号 042-576-2111

システム設置費補助金交付請求書

申請書(第1号様式)の申請者が請求者になります。申請者名を記載して下さい。

国立市住宅用スマートエネルギー関連システム設置費補助金交付決定を受けた補助金について、国立市住宅用スマートエネルギー関連システム設置費補助金交付要綱第8条に基づき、次のとおり請求します。

請求金額 90,000円

振込先を確認できる通帳等の写しを提出して下さい。チェックリストP11を参照

下記の口座に振込みを依頼します。

金融機関名 国立信用 (銀行・金庫・組合・農協)

店 名 国立支店

口座番号 1234567 ((普通・当座))

口座名義人(カタカナで記入) クニタチ ハナコ

口座名義人が申請者と異なる場合は、委任状に記載して下さい。

請求者と口座名義人が異なる場合は、次の委任状にも記入・押印して下さい。

委 任 状

私(請求者)は、上記口座名義人を代理人と定め、上記補助金の受領に関する権限を委任します。

(請求者) 住 所 国立市富士見台 2-47-1

氏 名 国立 太郎 (印)

口座名義人が申請者と異なる場合に、申請者名を記載して下さい。同一の場合は記入不要です。

記載例

(別紙① 同意確認書)

平成〇〇年6月 1日

国立市長 殿

(住宅所有者)

建物の所有者、共有者が複数名いる場合は一人一枚確認書を作成して下さい。

住 所 国立市富士見台 2-47-1

氏 名 国立 花子 (印)

電話番号 042-576-2111

システム設置同意確認書

私の所有する住宅において、国立市住宅用スマートエネルギー関連システム設置費補助金交付事業に係る補助金交付申請者のシステム設置に同意したことを確認します。

記

申請書(第1号様式)の申請者名を記入して下さい。

- ・申請者氏名 国立太郎
- ・設置場所 国立市 富士見台 2-47-1
- ・設備の種類
 - 太陽光発電システム
 - 燃料電池コージェネレーションシステム
 - 蓄電池システム
 - 太陽熱利用システム
- ・HEMS機器 補助対象機器と同一年度内に設置 未設置
- ・住宅の所有形態 所有者、 共有名義人、 区分所有者
- ・申請者との関係 親族、 その他
具体的な関係

(申請者の妻)

申請者からみた住宅所有者との関係を記載して下さい

記載例

(別紙② 補助対象システム概要書)

補助対象システムの概要について

(①～④のうち申請するシステムについて記載して下さい)

①【太陽光発電システム】

太陽電池モジュールの

J E T 認証取得者 株式会社 ○○○○ ××製作所

認証書番号 P V 0 3 - 1 2 3 4 5 - 1 2 3 4

認証製品の型名 S 1 2 3 4 5

太陽電池の最大出力 4. 2 k W

J E T に登録されているメーカー名、型式番号を記載して下さい。

②【燃料電池コージェネレーションシステム】

燃料電池ユニット

製造者名 (メーカー名) 株式会社 ××××

品名番号 T K - 1 2 3 4 - K

製造番号 A B C 0 0 0 0 - 0 0 0 0

発電出力 0. 7 5 k W

F C A に登録されているメーカー名、品名番号を記載して下さい。

貯湯ユニット

製造者名 (メーカー名) 株式会社 ○○××

品名番号 C N - 1 2 3 A B C

製造番号 D E 1 2 - 3 4 5 6

F C A に登録されているメーカー名、品名番号を記載して下さい。

③【蓄電池システム】

製造者名 (メーカー名) 株式会社 ○○電機

パッケージ型番 A B C - 5 6 7 8

製造番号 1 2 3 4 5 6 7 8

蓄電容量 5. 0 k W h

S I I に登録されているメーカー名、パッケージ番号を記載して下さい。

④【太陽熱利用システム】

製造者名 (メーカー名) 株式会社 ○○電機

パッケージ型番 A B C - 1 2 3 4

製造番号 1 2 3 4 5 6 7 8

集熱性能 1 3, 9 5 4 k J / m² ・ 日

集熱器面積 6 m²

B L 部品に認定されているメーカー名、パッケージ番号を記載して下さい。

◆平成30年度補助対象機器申請パターンリスト

- ・太陽光（HEMS必須） …5万円
- ・エネファーム …4万円
- ・蓄電池 …4万円
- ・太陽熱 …4万円
- ・HEMS（エネファーム又は蓄電池と合わせて設置） …1万円

太陽光	エネファーム	蓄電池	太陽熱	HEMS	補助金額 (万円)
○				○	5
○	○			○	9
○		○		○	9
○			○	○	9
○					—
○	○				4
○		○			4
○			○		4
	○				4
	○			○	5
	○	○			8
	○	○		○	9
	○		○		8
	○		○	○	9
		○			4
		○		○	5
		○	○		8
		○	○	○	9
			○		4
			○	○	4

※太陽光発電システムの申請には、HEMSを設置することが必須条件です。

※太陽熱利用システムは、HEMS設置による上乗せ補助の対象外です。

※HEMS設置による上乗せ補助はダブルカウントできません。